

諮 問 第 2 号

大阪モノレール線門真市新橋町・東大阪市若江西新町1丁目間の軌道敷 設について

大阪高速鉄道株式会社より国土交通大臣に申請中の大阪モノレール線門真市新橋町・東大阪市若江西新町1丁目間の軌道運輸事業特許申請について、近畿運輸局長から別紙のとおり意見を求めてきたので、本市が管理する次の道路の区間についてこれに回答するため、軌道法施行令第2条第2項の規定に基づき議会の意見を問う。

路 線 名	区 間
府 道 大 阪 中 央 環 状 線	鶴見区茨田大宮2丁目568番の13地から 同 区安田2丁目217番の2地まで

平成30年9月12日

大阪市長 吉 村 洋 文

(別 紙)

近運鉄監第56号の2

平成30年 7 月17日

大阪市長 殿

近畿運輸局長 印

軌道運輸事業特許申請にかかる照会について

大阪高速鉄道株式会社より、平成30年 7 月11日付け大高鉄第72号をもって軌道法第3条に基づく申請がありましたので、軌道法施行令第2条第1項に基づき、照会いたします。

なお、平成30年10月31日までに、文書にて回答願います。

添付書類省略

(参 考)

軌道法（抄）

第3条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ

軌道法施行令（抄）

（特許の申請等）

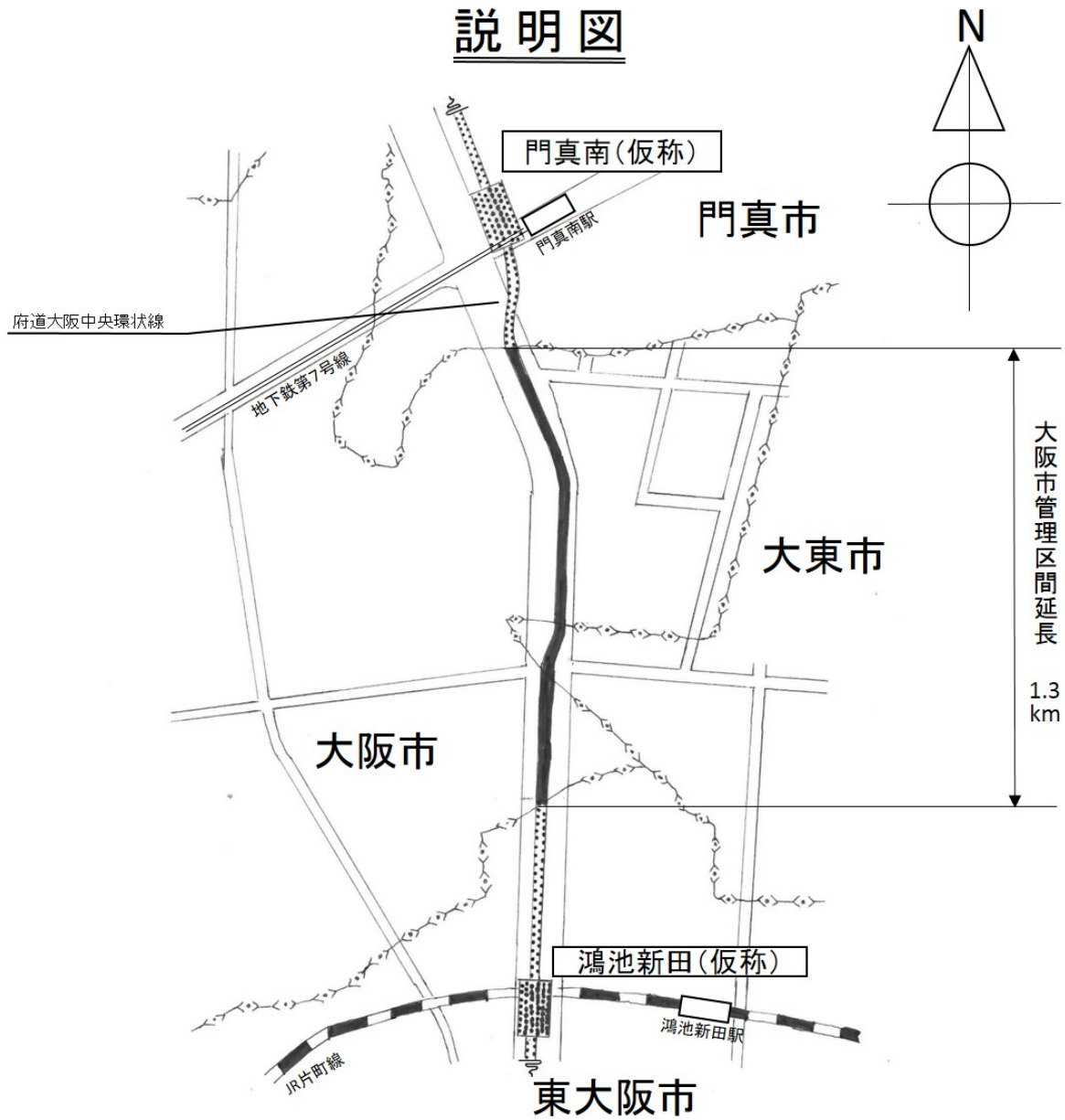
第1条 軌道法（以下「法」という。）第3条の規定による特許を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 省 略

第2条 所管地方運輸局長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定して、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を徴しなければならない。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。

説明図



凡 例

- 今回申請区間(照会区間)
- 今回申請区間(照会区間外)
- 市界